

平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆さまへ

この度の平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

標記の件につきまして、東京都家具健康保険組合では、加入していただいている被災地域の方々に対して、次の取扱いを行うことといたしましたので、お知らせいたします。

1. 医療機関等の受診について

医療機関等を受診される場合につきましては、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「被保険者の方が勤務する事業所名」、「住所」及び「連絡先」を申し出ただけであれば、被保険者証を提示することなく、受診していただくことができます。

2. 医療機関等への一部負担金の支払について

(1) 被災された方のうち、次の(3)に該当される方は、平成30年7月5日から平成30年10月31日までに医療機関等で受診された場合については、受診時に医療機関等の窓口で一部負担金等[※]をお支払いいただく必要はありません。

※ 対象となる一部負担金等

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

(2) 対象となる方のうち、2(3)ロ③に該当する方は、平成30年10月31日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかになるまでの間に限らせていただきます。

(3) 上記(1)及び(2)の対象となる方は次のイ及びロのいずれにも該当する方です。

イ 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村（内閣府ホームページ）に住所を有する当健康保険組合の被保険者又は被扶養者（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した方も含まれます。）

ロ イの地域にお住まいの方で、医療機関等の窓口において、平成30年7月豪雨を原因として次のいずれかの状況にある旨を口頭でご申告した方。

- ① 住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準じる被災をした状態の方。
- ② 主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病を負った状態の方。
- ③ 主たる生計維持者が行方不明になられた方。

なお、この被災の程度につきましては、参考資料の内閣府が関係機関に通知した「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府統括官（防災担当）通知）」によることといたします。

3. 任意継続被保険者の方の保険料について

平成30年7月豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（内閣府ホームページ）に住所を有する方の保険料につきましては、納付期限を延長させていただきます。保険料を納付期限までに納付することが困難な場合は、当健康保険組合までご連絡くださいますようお願いいたします。（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した方も含まれます。）

平成13年6月28日府政防第518号

内閣府政策統括官(防災担当)から警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて通知

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準は、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等で定めていたものであるが、判断基準について各省庁に差異があることから、昭和43年6月に統一されたものである。

しかしながら、災害の被害認定基準はその後既に30数年が経過しており、特に住家の被害については、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化などから、最近の災害に係る住家の被害認定については実情に合わないのではないかと指摘がなされた。

このような状況から、現行の被害認定基準のうち住家の全壊・半壊に係る認定基準について、関係省庁等の参加の下、内閣府に設置された「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」において検討を行った結果、このたび成案を得たので、内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日総審第115号)」において通知した統一基準を別紙のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性にかんがみ、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この案に基づき、災害の被害認定基準に関する通達等において所要の改正を行われた場合には、当方にも通知されるようお願いする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未滿で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未滿のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未滿のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。